他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認の手続

他の都道府県の中学校等の在学者又は出身者で高知県公立高等学校を志願する者(取扱要項Ⅲの第1の1の(1)の規定する承認を受けようとする者)は、次に掲げる手続によらなければならない。

1 手続期間

次に掲げる期間に手続を行うこと。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

- (1) A日程 (チャレンジ選抜Aを含む。) から出願する場合 令和4年1月4日(火)から1月14日(金)午後5時(必着)まで
- (2) B日程から出願する場合

令和4年2月14日(月)から3月4日(金)午後5時(必着)まで

ただし、B日程及びC日程の実施校並びに募集定員については、3月14日(月)午前9時以降及び3月25日(金)午前9時以降にそれぞれ発表する。一部の学校・学科・科(コース)においては、募集が行われないことがあるので、留意すること。

2 提出先

(1) 県立高等学校

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県教育委員会事務局高等学校課長あて (「入学志願承認」と封筒の表に朱書すること。)

(2) 高知商業高等学校

〒780-8571 高知市鷹匠町2丁目1番43号 高知市教育委員会学校教育課長あて (「入学志願承認」と封筒の表に朱書すること。)

3 提出書類

次に掲げる書類を中学校等の校長を経て提出すること。

- (1) 他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願(様式A)
- (2) 他の都道府県から高知県公立高等学校を志願する理由を証明するための書類
 - ア 家族構成を判別できる住民票
 - イ 令和4年4月1日以降の住居を証明する書類
 - ウ 保護者の転勤による場合は、所属長の転勤証明
 - エ その他理由を証明する公的な証明書 (例えば、市町村長の発行する証明書等公的な証明力を有するもの)

4 入学志願承認証

高知県教育委員会又は高知市教育委員会は、審査の結果適当と認めた場合は、入学志願承認証を入 学願書受付開始までに中学校等の校長あてに送付する。中学校等の校長は、入学志願承認証を入学願 書に添付して、志願先高等学校長に提出すること。

5 その他

- (1) 保護者の転勤以外の特別な事情により、高知県公立高等学校に志願するときは、入学志願取扱要項・要領に定めるもののほか、一定の手続及び出願制限を伴う場合がある。
- (2) 隣接県から最寄りの県教育委員会が指定する高知県立高等学校へ、隣接県に在住のまま通学できる者は、志願を許可するものとする。
- (3) 高等学校長は、他の都道府県からの高知県公立高等学校入学志願承認願の内容中、事実に反する記載により入学したと認められる場合は、合格を取り消すことができる。